

福地第 299 号
平成 24 年 5 月 21 日

社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会
会長 諏訪 重夫 様

静岡県知事 川勝 平太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成 24 年 5 月 21 日 から 平成 29 年 5 月 20 日 まで